

菰野町生活排水アクションプラン

令和 7 年度

三重県菰野町

1. 汚水処理施設整備方針

1.1 効率性・公平性を考慮した整備方針

本町では、汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘定し、社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適正な整備、運営手法を選定するために、「菰野町生活排水アクションプラン 平成 28 年 3 月」を作成し、その後、令和 2 年度に汚水処理施設整備構想の見直し検討を行っています。

前回検討から概ね 5 年が経過し、汚水処理の概成の目標年（令和 7 年度末）に近づき、汚水処理施設整備率も 94.4%（令和 5 年度末）となり、国の方針で示されている中期目標 95%以上（令和 8 年度末）は達成できる見通しです。そのため、最新の生活排水処理施設の整備状況、最新の人口減少や地域特性、経済状況等を考慮して、菰野町生活排水アクションプランの見直しを行いました。

検討結果では、下水道や農業集落排水施設の未整備地区※ 1 について、経済的評価において個別処理（個別合併処理浄化槽処理）が有利となりました。また、このまま下水道整備を進めていくと、全域を整備するまでに、あと約 26 年間の期間を要するものと想定されます。

そのため、今回、下水道や農業集落排水施設の未整備地区※ 1 については個別処理（個人設置型の合併処理浄化槽処理）とする整備方針にしました。

※ 1 下水道事業計画に定められた区域を除く。

表-1 今回の汚水処理施設整備方針

No	検討単位区域	都市計画 区分	整備面積 (ha)	今回の点検および整備方針（令和7年10月）	
				家屋数・人口 の点検結果	今回の整備方針・考え方
2	川北工業地区 地区計画区域	市街化 調整区域	22.70	- 川北工業地区の地区計画が実施されていない。 - 家屋数や人口はわずかで、減少傾向であり、今後も大きな増加はないと考えられる。	○経済性は個別処理が有利 ・方針：個別処理（個人設置型の合併処理浄化槽処理） ・公共下水道処理から個別合併処理浄化槽処理に変更。 ※家屋数や人口はわずかで、減少傾向であることから、個別処理による整備方針へ変更する。 ・方針変更については、地域住民への説明、協議が必要である。
3	菰野インター チェンジ付近	市街化 調整区域	11.80 (※変更前 49.75)	- 市街化区域(住居系用途地域)に変更されたことから、既整備区域(下水道整備)として取り扱う(北側 37.95ha)。 - 南側は現状では民家はなく、2つの事業所がある。菰野インターチェンジに近接しているが、市街化調整区域であることから、今後、民家や事業所の増加はないと考えられる。	○経済性は個別処理が有利 ・方針：個別処理（個人設置型の合併処理浄化槽処理） ・公共下水道処理から個別合併処理浄化槽処理に変更。 ※現状では民家はなく、市街化調整区域であることから、今後も民家や事業所の増加はないと考えられることから、個別処理による整備方針へ変更する。 ・方針変更については、事業所への説明、協議が必要である。
5	東江野区域	市街化 調整区域	84.45	- 家屋数・人口の大きな増加はみられなかった。 - 既設合併処理浄化槽の整備率は約 97%に上昇している。	○経済性は個別処理が有利 ・方針：個別処理（個人設置型の合併処理浄化槽処理） ・公共下水道処理から個別合併処理浄化槽処理に変更。 ※家屋数・人口に大きな増加はなく、市街化調整区域であることから、今後も大きな増加はないと考えられること、また、既設合併処理浄化槽の整備率も高いことから、個別処理による整備方針へ変更する。 ・方針変更については、地域住民への説明、協議が必要である。
6	西江野区域	市街化 調整区域	77.22	- 家屋数・人口の大きな増加はみられなかった。 - 既設合併処理浄化槽の整備率は約 60%に上昇している。	
7	神明区域	市街化 調整区域	52.14	- 家屋数・人口に減少傾向がみられた。 - 観光宿泊施設もわずかながら減少がみられた。 - 既設合併処理浄化槽の整備率は約 50%に上昇している。	○経済性は個別処理が有利 ・方針：個別処理（個人設置型の合併処理浄化槽処理） ・公共下水道処理から個別合併処理浄化槽処理に変更。 ※家屋数や人口は減少傾向で、市街化調整区域や自然公園区域内であることから、今後も大きな増加はないと考えられること、また、既設合併処理浄化槽の整備率も伸びてきていることから、個別処理による整備方針へ変更する。 ・方針変更については、地域住民や宿泊施設への説明、協議が必要である。
8	湯の山区域	都市計画 区域外 (自然公園 区域)	36.36	- 家屋数・人口に減少傾向がみられた。 - 観光宿泊施設もわずかながら減少がみられた。 - 既設合併処理浄化槽の整備率は約 29%に上昇している。	

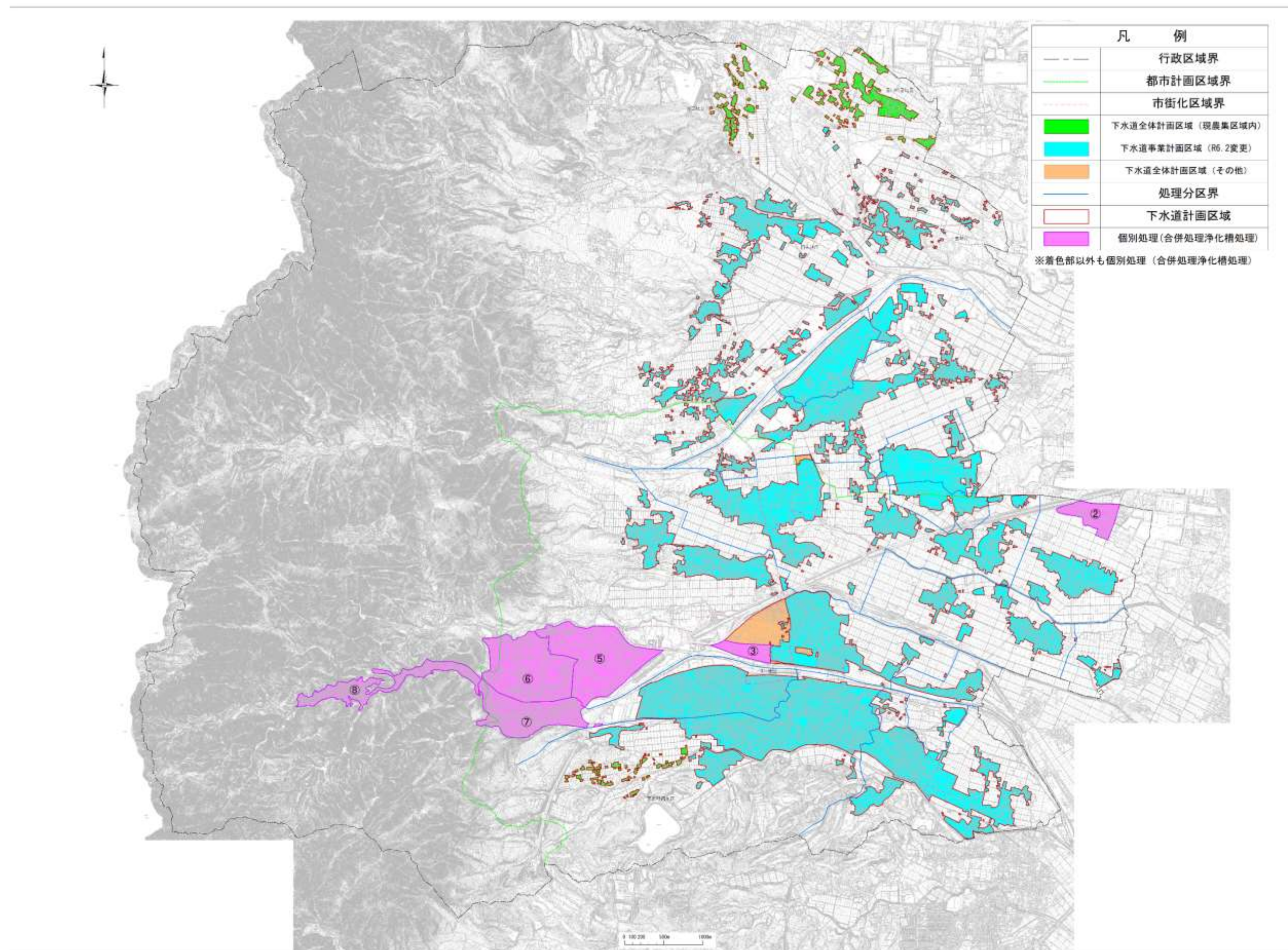


図-1 污水处理施設整備構想図

1.2 今後の見通し及び取り組み

(1) 今後の見通し

国は、令和 8 年度末までに 10 年概成(汚水処理人口普及率 95%以上)を目標としております。

本町では、図-2 の通り、公共下水道の整備を進めています。現状の進捗は、図-3 に示した通り、令和 5 年度末で 94.4%です。国の示した 10 年概成の目標達成には、図-4 に示した通り、さらなる汚水処理施設の整備が必要です。

現状の進捗として、本町の汚水処理人口普及率は、平成 30 年度末 90.1%から令和 5 年度末 94.4%であり、5 年間で約 4.3 ポイント上昇いたしました(平均 0.86 ポイント/年 UP)。

そのため、国の方針で示されている中期目標 95%以上(令和 8 年度末)は達成できる見通しです。

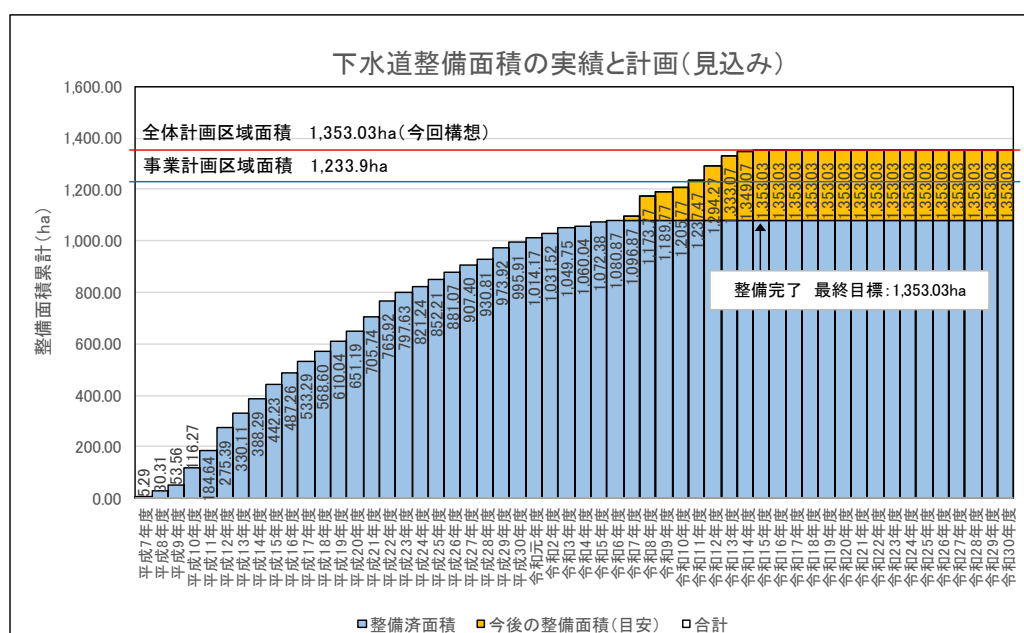


図-2 下水道整備面積の実績と計画(見込み)

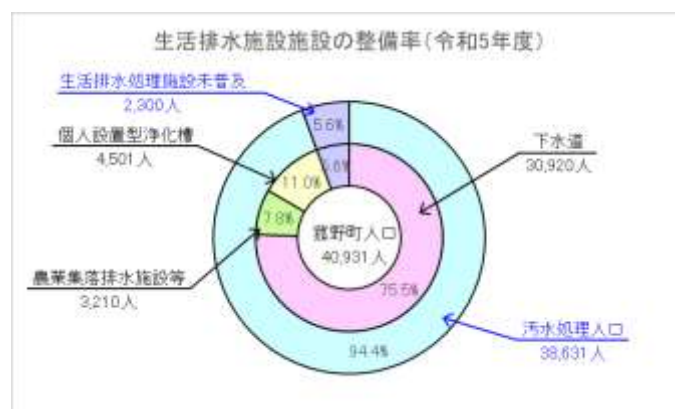


図-3 汚水処理人口普及率の現況

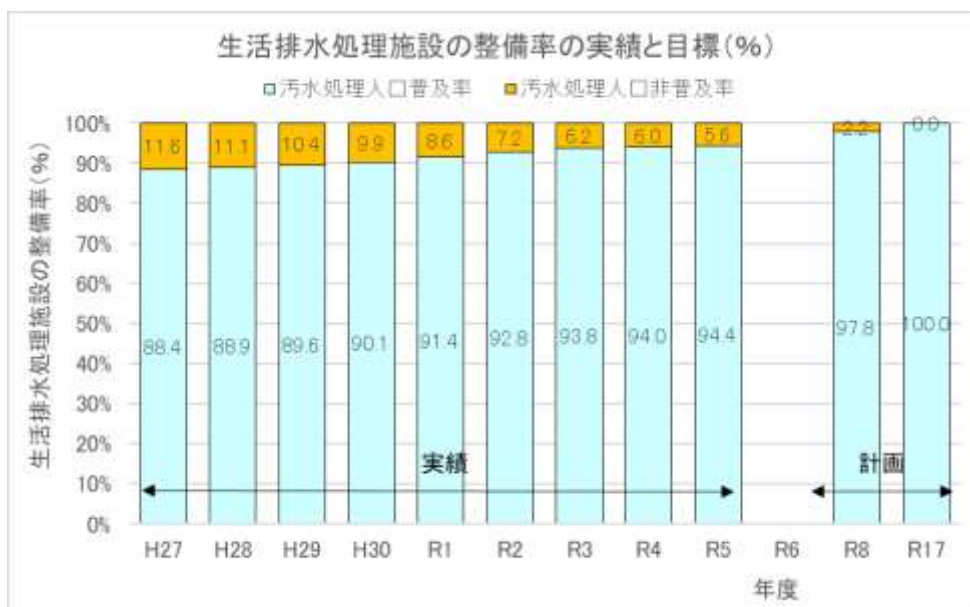


図-4 汚水処理人口普及率の推移と目標値

(2) 今後の取り組み

これからは、汚水処理施設のさらなる整備促進に向けて、個別処理による整備方針への変更を含めた検討並びに地域住民の皆様への説明、協議を行ってまいります。